

会 議 録 (概要)

会議の名称	令和3年度第1回佐渡市個人情報保護制度審議会
開催日時	令和3年11月18日(木) 午後1時00分開会 午後1時45分閉会
場所	佐渡市役所 3階 大会議室
議題	個人情報業務の登録等について(生活支援事業に係る業務)
会議の公開・非公開	公開
出席者	<p><委員> 会長 中嶋羊一 副会長 藤井光 委員 永井恭子、名畑岐、矢島陽子、渡邊日出子、佐藤友典 <事務局> 総務課 課長 中川宏 総務係長 川上大吾、主任 長嶋麻紀、主事 親松健太</p>
傍聴人の数	0人
備考	

会議の概要(発言の要旨)	
発言者	議題・発言・結果等
	<p>開 会</p> <p>委員の互選</p> <p>会長に中嶋羊一委員、副会長に藤井光委員</p> <p>個人情報業務(生活支援事業に係る業務)の登録について</p> <p>【総務課からの説明】 子育て世帯や生活困窮世帯等を支援する国や市の経済対策・困窮対策等に係る支援事業について、昨年度も個人情報の取得、利用について審議会に諮り登録したが、同様の経済対策・困窮対策等に係る支援事業は今後も実施され、その際には課税情報等の利用が必要であることが想定される。そのため個別の事業ではなく類似の事業を広く対象とし、個人情報の取得、利用ができるよう個人情報業務</p>

	<p>を登録すること、また、個人情報保護条例第 11 条第 2 項により、同一実施機関内で個人情報を利用した場合、本人通知又は公表しなければならないところであるが、同条同項ただし書きにより、その必要について審議会の意見を伺いたい。</p> <p>【質疑・意見】</p>
佐藤委員	<p>総務課での登録となると、他課が類似する事業をこのあと実施することになった場合、また審議会に諮ることになるのか。</p>
総務課	<p>類似する事業について「全庁共通」で個人情報の取得、利用ができるよう総務課で登録票を作成した。</p>
佐藤委員	<p>実施機関においてすでに取得している個人情報を同一実施機関内で利用することについては、関連する部署において決裁で登録票を作成するなどの運用は考えられないか。</p>
総務課	<p>現行条例ではそういった運用・解釈が難しい。ただ、個人情報保護法が令和 5 年 4 月 1 日に施行され、現行条例が全部改正になる。詳細が今時点ではまだわからないが、審議会の在り方を含め、いろいろなことが変わるかと思う。</p>
佐藤委員	<p>条例改正のチャンスがあるなら、事務の簡素化などにもつながるだろうし検討してみてはいかがか。</p>
藤井副会長	<p>ほかに特に質問がなければ、続けて説明を。</p>
総務課	<p>同一実施機関内で個人情報を利用した場合、条例第11条第2項にて本人通知、又は公表しなければならないと規定されているが、前回支援事業の登録時にただし書きに該当するとご意見いただいた。今回も同様の内容である。</p>
名畑委員	<p>前回同様に、今回のような支援事業における本人への通知、公表については、市民に負担をかけるものではなく、困窮している生活の支援をするものであり、条例第11条第2項ただし書きに該当すると判断してよいのではないか。速やかに事業実施に当たらなければいけないなか、事務の煩雑も防げる。</p>

藤井副会長	ほかにご意見がなければ、今回の案件について承認するという ことでよいか。 (異議なし)
藤井副会長	今後実施される支援事業については、今回登録される「生活支援事 業」に包括される事務であるか十分留意し、安易に拡大しないこと と、また、取得する個人情報、市の政策上、必要最小限の事項に 限定することに留意し、今回の答申とする。 閉 会